

相談支援専門員、サービス管理責任者及び 児童発達支援管理責任者にかかる研修について

※本資料は厚生労働省の資料を抜粋して作成しています。

I 研修日程

研修日程

令和6年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者等に係る県研修については以下のとおりとします。

また、研修案内については、障害福祉サービス運営法人等あてに送付するとともに県障害福祉課ホームページに掲載する予定です。

相談支援事業従事者養成研修

初任者研修 A（相談支援専門員として従事する予定の方）

初任者研修 B（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として
従事する予定の方）

募集：4月中旬予定

日程：6月中旬～予定

現任研修

募集：7月頃予定

日程：9月頃予定

研修日程

サービス管理責任者等研修

基礎研修（相談支援従事者初任者研修B以上を受講・修了している必要があります）

日程：6～9月頃実施予定

<例年より時期が早くなります>

実践研修

日程：1～2月頃実施予定

更新研修

日程：10～12月頃実施予定

※ 例年、実施の2か月前より募集開始

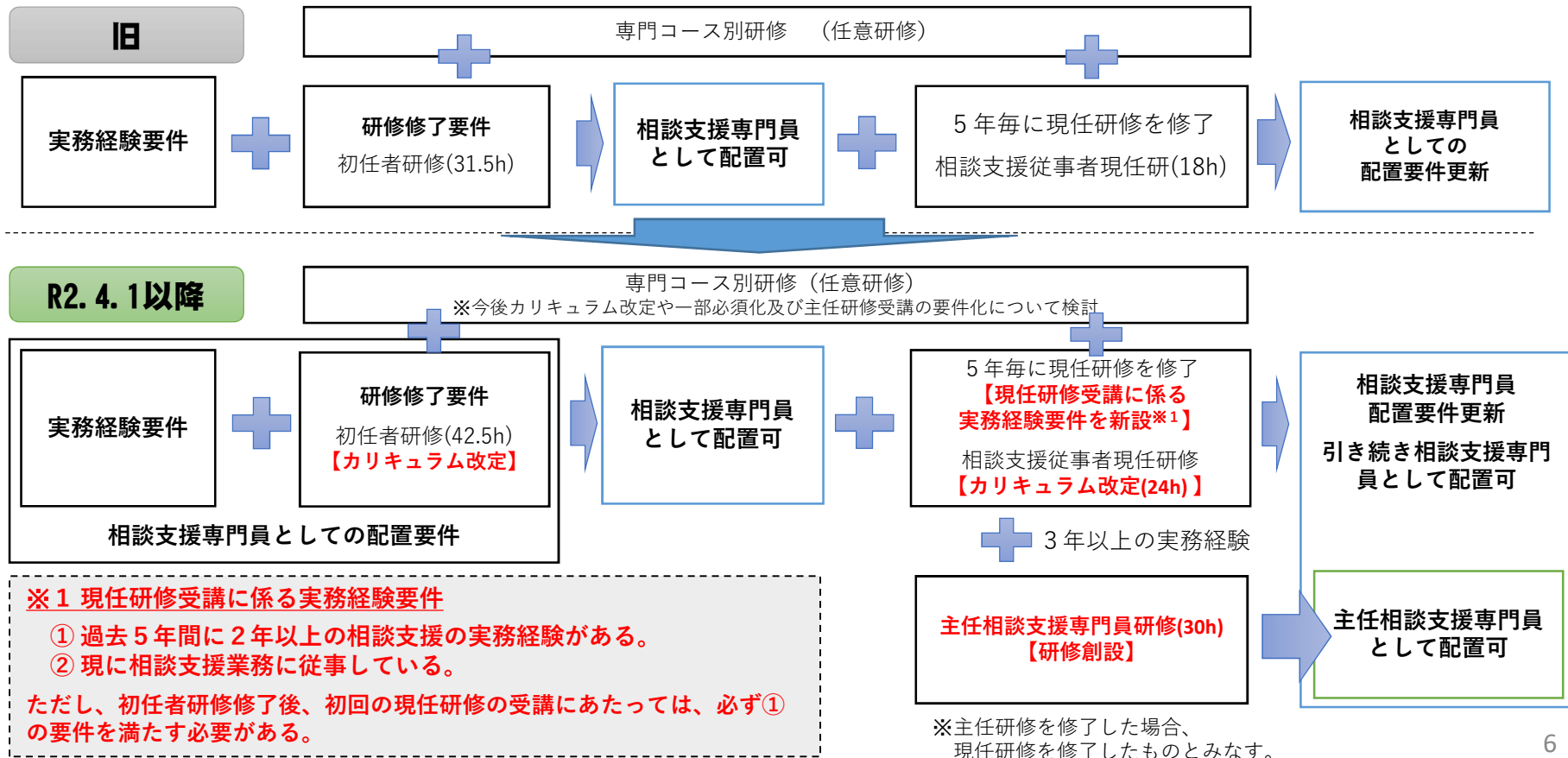
※ 上記以外の研修については日程が確定次第案内予定

II 相談支援専門員の研修制度

※研修受講に係る必要実務経験年数については別紙1（P13）をご覧ください。

相談支援専門員の研修制度（令和2年4月1日改定）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を従前より充実させる。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



相談支援専門員の実務経験

		業 務 内 容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※ 1	5 年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※ 2 を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が 1 年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10 年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員 2 級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5 年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※ 2 による業務に 5 年以上従事している者	3 年以上

※ 1 平成 18 年 10 月 1 日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成 18 年 9 月 30 日までの間の期間が通算して 3 年以上

※ 2 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

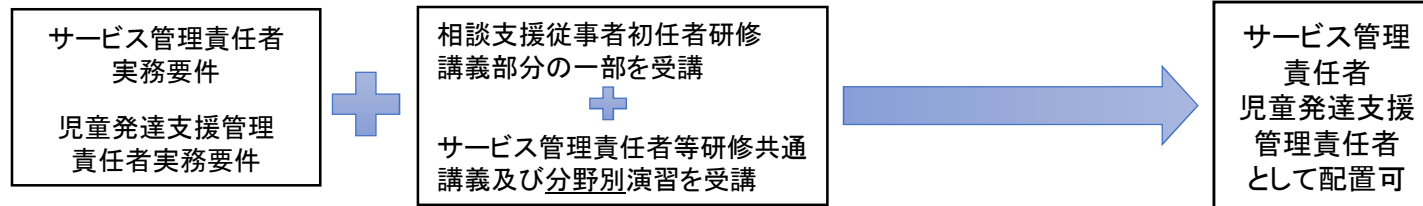
Ⅲ サービス管理責任者 児童発達支援管理責任者の 研修制度

※研修受講に係る必要実務経験年数については別紙2. 3 (P14. 15) をご覧ください。

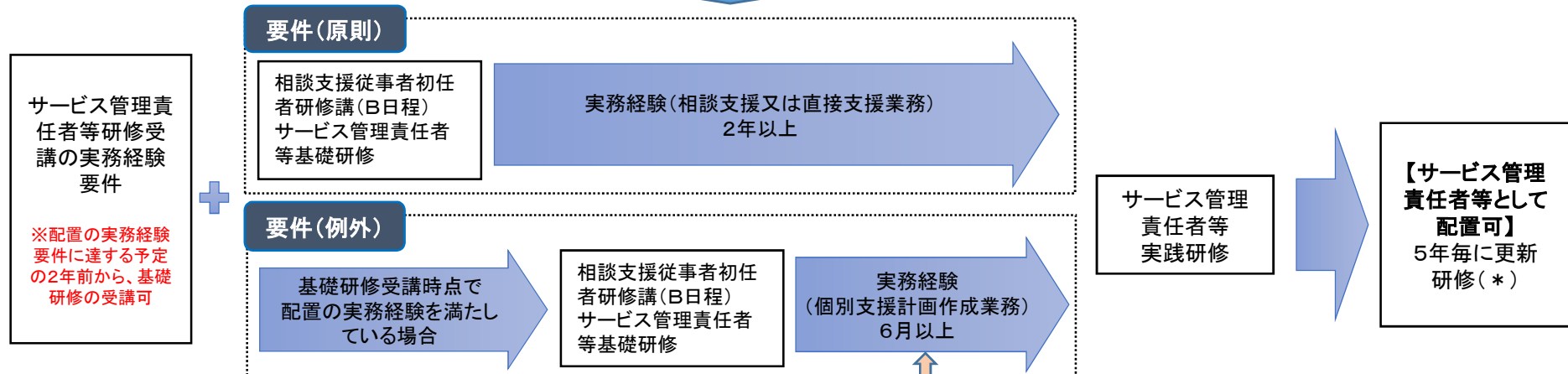
サービス管理責任者等研修制度について

- 一定期間毎の知識や技術の更新を図るとともに、実践の積み重ねを行いながら段階的なスキルアップを図ることができるよう、研修を**基礎研修、実践研修、更新研修**と分け、実践研修・更新研修の受講に当たっては、**一定の実務経験の要件**を設定。
- 分野を超えた連携を図るための共通基盤を構築する等の観点から、サービス管理責任者研修の全分野及び児童発達支援管理責任者研修の**カリキュラムを統一し、共通で実施**する。
- このほか、**直接支援業務による実務要件を10年⇒8年に緩和**するとともに、基礎研修受講時点において、サービス管理責任者等の一部業務を可能とする等の見直しを行う。

旧



改定後 (R1. R5)



* 更新研修受講に係る実務経験要件

- ①過去5年間に2年以上のサービス管理責任者等の実務経験がある。
- ②現にサービス管理責任者等として従事している。

サービス管理責任者等として従事するための要件

- サービス管理責任者等として配置されるためには、2つの要件を満たす必要。

障害者総合支援法【サービス管理責任者】 (平成31年度告示第109号)

児童福祉法【児童発達支援管理責任者】 (平成31年度告示第110号)

【1】 実務経験要件（配置に関する）

・条件により年限が異なる。(次スライド: 詳細は告示を参照。)

① 法、② 保有する資格及び③ 従事経験の業務内容 による。

【2】 研修修了要件

1) 取得: 基礎研修、実践研修を修了

2) 維持: 実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了

❖ 研修受講においても実務経験要件あり。

❖ 研修の受講に関する実務経験要件

1) 基礎研修: サービス管理責任者等としての実務経験要件を満たす2年前から受講可。

2) 実践研修: 基礎研修修了後、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としての一定程度の実務経験。

3) 更新研修: ① 過去5年間に2年以上のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者・管理者・相談支援専門員の実務経験。又は② 現にこれらの業務に従事していること。

サービス管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数		
			国家資格者	有資格者※2	左記以外の者
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	(一) 相談支援の業務 日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務 〔告示一イ(1)(一)〕	a 地域生活支援事業、相談支援事業（特定（計画・障害児）、一般）、身体(知的)障害者相談支援事業	3年以上	5年以上	5年以上
		b 児童相談所、身体(知的)障害者更生相談所、福祉事業所、発達障害者支援センター、精神障害者社会復帰施設（旧精神保健福祉法）			
		c 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター			
		d 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター			
		e 特別支援学校			
		f 病院もしくは診療所に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事任用資格を有する者 ②相談支援業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者ものと認められる者 ③介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に相当する研修を修了した者 ④国家資格等（下記参照）を有するもの ④相談支援業務a～eの期間が1年以上の者			
	その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者				8年以上
	(三) 直接支援の業務 入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務 〔告示一イ(1)(二)〕	a 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病室（病室・診療所）であって医療法に規定する療養病床			
		b 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業			
		c 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所			
		d 障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所			
		e 特別支援学校			
その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者					

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む。）、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記(三)の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者（資格取得以前も年数に含めて可）

- ①社会福祉主事任用資格者（社会福祉士等）
- ②相談支援業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者ものと認められる者
- ③保育士（上記業務内容の事業を行っていない保育所の実務経験は日数参入不可）
- ④児童指導員任用資格者（精神保健福祉士、教員免許（幼稚園含む、養護教員除く）、大学又は大学院卒業（社会福祉学、心理学、教育学、社会学いずれかを専修する学科であること）、児童福祉事業実務経験等）
- ⑤介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に相当する研修を修了した者（介護福祉士等）
- ⑥（旧精神保健福祉法）精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者

児童発達支援管理責任者として従事するための実務経験要件

業務の範囲		業務内容	実務経験年数 (下記に加え、老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)		
			国家資格保有者※1	有資格者※2	それ以外の者
<p>障害者 (身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者)又は障害児 (児童福祉法第4条第1項に規定する児童)の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務</p>	<p>イ 相談支援の業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p style="text-align: center;">〔告示イ(1)(一)〕</p>	<p>(1)地域生活支援事業、相談支援事業(特定(計画・障害児)、一般)、身体(知的)障害者相談支援事業</p>	3年以上	5年以上	5年以上
	<p>(2)児童相談所、児童家庭支援センター、身体(知的)障害者更生相談所、福祉事業所、発達障害者支援センター、精神障害者社会復帰施設(旧精神保健福祉法)</p> <p>(3)乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター</p> <p>(4)障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター</p> <p>(5)学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校)</p> <p>(6)病院もしくは診療所に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>①社会福祉主事任用資格を有する者</p> <p>②相談支援業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者ものと認められる者</p> <p>③介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)に相当する研修を修了した者</p> <p>④国家資格等(下記参照)を有するもの</p> <p>⑤相談支援業務(1)~(5)の期間が1年以上の者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>				
<p>イ 相談支援の業務</p> <p>自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務、その他これに準ずる業務</p> <p style="text-align: center;">〔告示イ(1)(一)〕</p>	<p>ロ 直接支援業務</p> <p>入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びに介護に関する指導を行う業務、その他職業訓練、職業教育に係る業務、動作の指導・知識技能の付与・生活訓練・訓練等に係る指導業務</p> <p style="text-align: center;">〔告示イ(1)(二)〕</p>	<p>(1)乳児院、助産施設、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病室(病室・診療所)であって医療法に規定する療養病床</p>	3年以上	5年以上	8年以上
	<p>(2)障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業</p> <p>(3)病院、診療所、薬局、訪問看護事業所</p> <p>(4)障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所</p> <p>(5)学校(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校)</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>				

※1 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。

※2 上記ロの直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者(資格取得以前も年数に含めて可)

- ①社会福祉主事任用資格者(社会福祉士等)
- ②相談支援業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者ものと認められる者
- ③保育士
- ④児童指導員任用資格者(精神保健福祉士、教員免許(幼稚園含む、養護教員除く)、大学又は大学院卒業(社会福祉学、心理学、教育学、社会学いずれかを専修する学科であること)、児童福祉事業実務経験等)
- ⑤介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)に相当する研修を修了した者(介護福祉士等)
- ⑥(旧精神保健福祉法)精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者

下記の（１）から（４）のうち、いずれかに該当する方 【様式２にて証明を受けること】

なお、AからEの期間が重複する場合は、いずれかの期間のみ算定します。

- (1) Aの期間が通算して3年以上ある方
 (2) Bの期間とCの期間が通算して5年以上ある方
 (3) Dの期間が通算して10年以上ある方
 (4) Bの期間とCの期間とDの期間が通算して3年以上かつEの期間が5年以上ある方

相談支援業務に従事された方 → AもしくはBを参照

相談支援業務とは、身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。

直接支援業務に従事された方 → CもしくはDを参照

直接支援業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務をいう。

業務の範囲		実務経験となる業務等	実務経験年数※	
相談支援業務	A	平成18年10月1日において、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者であった者が、平成18年9月30日までの間に相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間	通算3年以上	
		次のアからカに掲げるものが、相談支援の業務（主たる業務として）その他これに準ずる業務に従事した期間	通算5年以上	
	ア	障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従業者		
	イ	児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所、その他これに準ずる施設の従業者		
	ウ	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設、その他これらに準ずる施設の従業者		
	エ	病院若しくは診療所の従業者（①社会福祉主事任用資格者又はホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修修了者、②Eの国家資格を有するもの、③上記アからウに掲げる従業者である期間が1年以上の者に限る）		
	オ	障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者		
カ	特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間			
直接支援業務	I	障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床、その他これらに準ずる施設の従業者		
	II	障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業、その他これらに準ずる事業の従業者		
	III	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所、その他これらに準ずる事業の従業者		
	C	上記IからIIIに掲げる施設において、下記1から5の資格を有して直接支援業務に従事した期間		通算5年以上
		1	社会福祉主事任用資格を有する者	
		2	訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者	
3		保育士		
4		児童指導員任用資格者		
5	精神障害者社会復帰指導員任用資格者			
D	上記IからIIIに掲げる施設において、Cの1から5の資格に該当せず、直接支援業務に従事した期間	通算10年以上		
国家資格 該当者	E	医師、歯科技師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	Eの期間が通算5年以上 + B～Dの期間が通算3年以上	

※ 実務経験については、当該業務に従事した日数についても下記のとおり満たさなければならない。

「3年以上」：3年以上かつ540日以上／「5年以上」：5年以上かつ900日以上／「10年以上」：10年以上かつ1800日以上

別紙2 **研修受講に係る業務等別の必要実務経験年数【B】（サービス管理責任者）**

※下記要件は研修受講要件です。

※サービス管理責任者として配置される実務要件とは異なりますので、ご注意ください。

下記の（1）から（3）のうち、いずれかに該当する方 【様式2にて証明を受けること】

なお、AからDの期間が重複する場合は、いずれかの期間のみ算定します。

- (1) Aの期間とBの期間が通算して3年以上ある方
- (2) Cの期間が通算して6年以上ある方
- (3) Aの期間とBの期間とCの期間が通算して1年以上かつDの期間が3年以上ある方

相談支援業務に従事された方 → Aを参照

相談支援業務とは、身体上又は精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。

直接支援業務に従事された方 → BもしくはCを参照

直接支援業務とは、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。

業務の範囲		実務経験となる業務等	実務経験年数※
相談支援業務	A	次のアからカに掲げるものが、相談支援の業務（主たる業務として）その他これに準ずる業務に従事した期間	通算3年以上 (A及びBの期間を通算可)
		ア 地域生活支援事業、相談支援事業（特定（計画・障害児）、一般）、身体(知的)障害者相談支援事業	
		イ 児童相談所、身体(知的)障害者更生相談所、福祉事業所、発達障害者支援センター、精神障害者社会復帰施設（旧精神保健福祉法）	
		ウ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
		エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
		オ 特別支援学校	
		カ 病院もしくは診療所に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事任用資格を有する者 ②相談支援業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者ものと認められる者 ③介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に相当する研修を修了した者 ④国家資格等（下記参照）を有するもの ④相談支援業務a～eの期間が1年以上の者	
直接支援業務	B	I 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病室（病室・診療所）であって医療法に規定する療養病床	通算3年以上 (A及びBの期間を通算可)
		II 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業	
		III 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所	
		IV 障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所	
		V 特別支援学校	
		上記IからVに掲げる施設において、下記1から5の資格を有して直接支援業務に従事した期間	
		1 社会福祉主事任用資格者（社会福祉士等） 2 相談支援業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者ものと認められる者 3 保育士（上記業務内容の事業を行っていない保育所の実務経験は日数参入不可） 4 児童指導員任用資格者（精神保健福祉士、教員免許（幼稚園含む、養護教員除く）、大学又は大学院卒業（社会福祉学、心理学、教育学、社会学いずれかを専修する学科であること）、児童福祉事業実務経験等） 5 介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に相当する研修を修了した者（介護福祉士等） 6 （旧精神保健福祉法）精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者	
C	上記IからVに掲げる施設において、Bの1から6の資格に該当せず、直接支援業務に従事した期間	通算6年以上	
国家資格 該当者	D	医師、歯科技師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	Dの期間が 通算3年以上 + A～Cの期間が 通算1年以上

実務経験については、当該業務に従事した日数についても下記のとおり満たさなければならない。

※ 「3年以上」：3年以上かつ540日以上／「6年以上」：6年以上かつ1080日以上

別紙3 **研修受講に係る業務等別の必要実務経験年数【B】**（児童発達支援管理責任者）

※下記要件は研修受講要件です。

※児童発達支援管理責任者として配置される実務要件とは異なりますので、ご注意ください。

下記の（１）から（３）のうち、いずれかに該当する方 【様式2にて証明を受けること】

なお、AからDの期間が重複する場合は、いずれかの期間のみ算定します。

- (1) Aの期間とBの期間が通算して3年以上かつ当該期間からEの期間を通算した期間を除いた期間が1年以上である方
- (2) Cの期間が通算して6年以上かつ当該期間からFの期間を通算した期間を除いた期間が1年以上である方
- (3) Aの期間とBの期間及びCの期間を通算した期間からEの期間とFの期間を通算した期間を除いた期間が通算して1年以上かつDの期間が5年以上ある方

相談支援業務に従事された方 → Aを参照
相談支援業務とは、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務をいう。
直接支援業務に従事された方 → BもしくはCを参照
直接支援業務とは、児童又は身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務をいう。

業務の範囲	実務経験となる業務等	実務経験年数※
相談支援業務	次のアからカに掲げるものが、相談支援の業務（主たる業務として）その他これに準ずる業務に従事した期間	通算3年以上（A及びBの期間を通算可）かつ当該期間からEの期間を通算した期間を除いた期間が1年以上
	ア 地域生活支援事業、相談支援事業（特定（計画・障害児）、一般）、身体(知的)障害者相談支援事業	
	イ 児童相談所、児童家庭支援センター、身体(知的)障害者更生相談所、福祉事業所、発達障害者支援センター、精神障害者社会復帰施設（旧精神保健福祉法）	
	ウ 乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センター	
	エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター	
	オ 学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）	
	カ 病院もしくは診療所に従事する者で、次のいずれかに該当する者 ①社会福祉主事任用資格を有する者 ②相談支援業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者ものと認められる者 ③介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に相当する研修を修了した者 ④国家資格等（下記参照）を有するもの ⑤相談支援業務(1)～(5)の期間が1年以上の者	
直接支援業務	I 乳児院、助産施設、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病室（病室・診療所）であって医療法に規定する療養病床 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業 III 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所 IV 障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所 V 学校（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）	通算3年以上（A及びBの期間を通算可）かつ当該期間からEの期間を通算した期間を除いた期間が1年以上
	B 上記IからVに掲げる施設において、下記1から5の資格を有して直接支援業務に従事した期間	
	1 社会福祉主事任用資格者（社会福祉士等）	
	2 相談支援業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得した者ものと認められる者	
	3 保育士	
	4 児童指導員任用資格者（精神保健福祉士、教員免許（幼稚園含む、養護教員除く）、大学又は大学院卒業（社会福祉学、心理学、教育学、社会学いずれかを専修する学科であること）、児童福祉事業実務経験等）	
	5 介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）に相当する研修を修了した者（介護福祉士等）	
6 （旧精神保健福祉法）精神障害者社会復帰施設指導員任用資格者		
C 上記IからVに掲げる施設において、Bの1から6の資格に該当せず、直接支援業務に従事した期間	通算6年以上かつ当該期間からFの期間を通算した期間を除いた期間が1年以上	
国家資格者	D 医師、歯科技師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	Dの期間が 通算5年以上 + A～Cの期間からEとFの期間を控除した期間が通算1年以上
控除期間	E ○老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センター等その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者が相談支援業務に従事した期間 ○老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院、老人居宅介護等事業所、特例子会社、助成金受給事業所等で直接支援の業務に従事した期間	
	F ○老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院、老人居宅介護等事業所 ○障害者雇用促進法に規定する特例子会社、助成金受給事業所	

※ 実務経験については、当該業務に従事した日数についても下記のとおり満たさなければならない。

「3年以上」：3年以上かつ540日以上／「6年以上」：6年以上かつ1080日以上